

<h1>静岡市報</h1>	No. 182
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目次

規 則

- 静岡市地域福祉共生センター条例の施行期日を定める規則・・・3
- 静岡市地域福祉共生センター条例施行規則・・・4

告 示

- 静岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正・・・8
- 地方自治法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定した告示の一部改正・・・9
- 介護保険法第144条の2の規定による保険料の収納の事務の委託を定めた告示・・・10

規 則

静岡市規則第72号

静岡市地域福祉共生センター条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成30年5月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市地域福祉共生センター条例の施行期日を定める規則

静岡市地域福祉共生センター条例（平成30年静岡市条例第18号）の施行期日は、平成30年6月10日とする。

静岡市規則第73号

静岡市地域福祉共生センター条例施行規則をここに制定する。

平成30年6月8日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市地域福祉共生センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市地域福祉共生センター条例（平成30年静岡市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項前段の規定により静岡市地域福祉共生センター（以下「センター」という。）の会議室の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域福祉共生センター会議室利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日の10日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(許可書の交付)

第3条 市長は、会議室の利用を許可したときは、地域福祉共生センター会議室利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(許可事項の変更)

第4条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例第5条第1項後段の規定により許可を受けた事項の変更の許可を受けようとするときは、地域福祉共生センター会議室変更利用許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、許可をした事項の変更を許可したときは、地域福祉共生センター会議室変更利用許可書（様式第4号）を当該利用者に交付する。

(使用料の減額又は免除の手続)

第5条 条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、地域福祉共生センター会議室使用料減額・免除承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日の10日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、使用料の減額又は免除を承認したときは、地域福祉共生センター会議室使用料減額・免除承認通知書（様式第6号）を第1項の申請者に交付する。

（利用許可の取消しの申出の期限等）

第6条 条例第9条第2号に規定する規則で定める期限は、利用しようとする日の3日前とする。

2 利用者は、条例第9条第2号の規定により利用の許可の取消しを申し出ようとするときは、地域福祉共生センター会議室利用許可取消申出書（様式第7号）に許可書（第3条及び第4条第2項の許可書をいう。以下同じ。）を添えて市長に提出しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第7条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）利用の際、許可書を携帯し、センターの職員（以下「職員」という。）の要求があったときは、直ちに提示すること。
- （2）次条各号に規定する行為をしないこと。
- （3）施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。
- （4）利用を終わったときは、遅滞なく備品等を所定の位置に戻し、職員の点検を受けること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、管理上必要な市長の指示に従うこと。

（入館者の遵守事項）

第8条 センターの入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）施設を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- （2）所定の場所以外では、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- （3）承認を受けないで寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供をしないこと。
- （4）承認を受けないで広告類を掲出し、又はまき散らす行為をしないこと。
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が管理上支障があると認める行為をしないこと。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年6月10日から施行する。

【様式は掲載省略】

告 示

静岡市告示第441号

静岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成19年静岡市告示第205号）の一部を次のように改正する。

平成30年5月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

別表の1法第25条の5第1号に規定する国又は地方公共団体の機関中「教育局学校教育課」を「教育局児童生徒支援課」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第443号

地方自治法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定した告示(平成25年静岡市告示第732号)の一部を次のように改正する。

平成30年5月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

インターネットを利用して納付する軽自動車税、個人の市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税及び都市計画税	ユーシーカード株式会社
---	-------------

を

」

「

インターネットを利用して納付する軽自動車税、個人の市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税及び都市計画税	ユーシーカード株式会社
インターネットを利用して納付するふるさと寄附金	株式会社イーコンテキスト

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

静岡市告示第492号

介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2の規定により、保険料の収納の事務を次のように私人に委託したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項の規定により告示する。

平成30年6月8日

静岡市長 田 辺 信 宏

委託した事務	委託を受ける者
介護保険料の収納事務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役社長

附 則

この告示は、公布の日から施行する。